

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名		と畜場法			法令番号	昭和 28 年法律第 114 号		
手続名		獣畜のとさつ後検査			根拠条項	第 14 条第 2 項		
審査基準	と畜場においては、獣畜の生体検査を受け、とさつ後知事の行う検査(望診、検温、触診、その他必要な方法により、厚生労働省令で定める疾病(別表第 3、別表第 4)についてのとさつ後検査)を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。 別表第 3 (第 14 条、第 16 条関係) Q 熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応（生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）及び潤滑油又は炎性産物等による汚染 別表第 4 (第 16 条関係) 牛疫、牛姉役、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、ピロプラズマ症、アナプラズマ症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、ブルータング、アカバネ病、悪性カタル熱、チュウザン病、ランピースキン病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛伝染性鼻気管炎、牛伝染性リンパ腫、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛丘疹性口内炎、牛流行熱、類鼻疽、破傷風、気腫疽、レプトスピラ症、サルモネラ症、牛カンピロバクター症、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ネオスポラ症、牛バエ幼虫症、ニパウイルス感染症、馬インフルエンザ、馬ウイルス性動脈炎、馬鼻肺炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、野兎病、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、仮性皮疽、小反芻獣疫、伝染性膿疱性皮膚炎、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、トキノブラズマ症、疥癬、山羊痘、山羊関節炎・脳炎、山羊伝染性胸膜肺炎、オーエスキー病、伝染性胃腸炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚水疱疹、豚流行性下痢、萎縮性鼻炎、豚丹毒、豚赤痢、Q 熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸（高度のものに限る。）、水腫（高度のものに限る。）、腫瘍（肉、臓器、骨又はリンパ節に多数発生しているものに限る。）、旋毛虫病、有鉤囊虫症、無鉤囊虫症（全身にまん延しているものに限る。）、中毒諸症(人体に有害のおそれがあるものに限る。）、熱性諸症（著しい高熱を呈しているものに限る。）、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）及び滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものに限る。)							
	受付機関	食肉衛生検査所	処理機関	食肉衛生検査所	交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間 1 5 日	
							標準経由期間 7 日	No.